

議案第22号

長岡市戦災資料館条例の制定について

長岡市戦災資料館条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡戦災資料館の整備に伴い、条例を制定するもの

長岡市戦災資料館条例

(設置)

第1条 本市は、長岡空襲に関する歴史的資料の保存、公開等を通じ、空襲の史実と平和の尊さを後世に伝え、市民とともに恒久平和の実現に取り組むための拠点として、戦災資料館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 戦災資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡戦災資料館	長岡市坂之上町3丁目1番地20

(施設)

第3条 長岡戦災資料館（以下「戦災資料館」という。）の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 祈りの間
- (2) 資料閲覧室
- (3) 交流スペース
- (4) 資料展示室
- (5) 企画展示・学習室

(事業)

第4条 戦災資料館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 長岡空襲に関する資料の収集、保存、整理及び利用に関する事業
- (2) 長岡空襲に関する説明、助言、指導等に関する事業
- (3) 長岡空襲に関する事項の調査及び研究に関する事業
- (4) 長岡空襲に関する講演会、講座等の主催及びその開催の支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な事業

(観覧料等)

第5条 戦災資料館の観覧料及び使用料は、無料とする。

(専用使用の許可)

第6条 交流スペースは、専用して使用することができる。

- 2 交流スペースを専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければ

ならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は第3条各号に掲げる施設の観覧若しくは使用（以下「観覧等」という。）を拒否し、若しくは制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、管理上支障があるとき。

(観覧等の中止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、観覧等を中止させ、又は戦災資料館から退館させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、観覧等をする者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 交流スペースを専用して使用する者は、当該施設の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により観覧等の中止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 観覧等をする者は、故意又は過失により戦災資料館の建物、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年5月29日から施行する。

議案第23号

長岡市米百俵プレイスミライエ長岡条例の一部改正について

長岡市米百俵プレイスミライエ長岡条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

米百俵プレイスミライエ長岡東館の開設に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市米百俵プレイスマライエ長岡条例の一部を改正する条例

長岡市米百俵プレイスマライエ長岡条例（令和4年長岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(施設の設置)</p> <p>第2条 ミライエ長岡に、長岡市立互尊文庫条例（令和4年長岡市条例第46号）に基づく長岡市立互尊文庫及び長岡市産業協創推進条例（令和5年長岡市条例第3号）に基づく施設のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として次の各号に掲げる施設を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>スタジオA</u></p> <p>(4) <u>スタジオB</u></p> <p>(5) <u>ミライエフォーラムA</u></p> <p>(6) <u>ミライエフォーラムB</u></p> <p>(7) <u>控室</u></p> <p>(8) <u>会議室</u></p>	<p>(施設の設置)</p> <p>第2条 ミライエ長岡に、長岡市立互尊文庫条例（令和4年長岡市条例第46号）に基づく長岡市立互尊文庫及び長岡市産業協創推進条例（令和5年長岡市条例第3号）に基づく施設のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として次の各号に掲げる施設を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>スタジオ</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(9) ミライエキャンパスA

(10) ミライエキャンパスB

(11) ミライエキャンパスC

(12) ミライエキャンパスD

(13) ミライエテラス

(14) ミライエベースメント

(15) トオリニワ

(16) パッサージュウエスト

(17) パッサージュイースト

(18) 多目的スペース1

(19) 多目的スペース2

(20) スタジオ1

(21) スタジオ2

(パッサージュウエスト等の専用使用)

第4条 パッサージュウエスト及びパッサージュイースト（以下「パッサージュウエスト等」という。）は、その一部を専用して使用することができる。

(使用の許可)

第6条 第2条各号に掲げるミライエ長岡の施設（パッサージュウエスト等を除く。次条及び別表備考において「ミライエ長岡の施設」という。）を使用しようとする者（トオリニワにあつては、長岡市露店市場条例（昭和39年長岡市条例第28号）第2条第1項の許可を受けている者を除く。）又はパッサージュウエスト等の一部を専用して使用しようとする者は、

(4) パッサージュウエスト

(パッサージュウエストの専用使用)

第4条 パッサージュウエスト _____は、その一部を専用して使用することができる。

(使用の許可)

第6条 ミライエハウス、ミライエステップ若しくはスタジオを使用しようとする者又はパッサージュウエストの一部を専用して使用しようとする者

_____は、

市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 トオリニワの使用は、4時間以上の使用に限るものとする。

3 (略)
(使用料)

第7条 営利を目的に、ミライエ長岡の施設

____を使用し、又はパッサージュウエスト等の一部を専用して使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 (略)
(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に第2条各号に掲げる施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

別表(第7条関係)

ミライエ長岡の施設の使用料

施設の区分	使用料
(略)	
スタジオA	1時間当たり 1,900円
スタジオB	1時間当たり 1,900円
ミライエフォーラムA	1時間当たり 6,100円
ミライエフォーラムB	1時間当たり 3,000円

市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)
(使用料)

第7条 営利を目的に、ミライエハウス、ミライエステップ若しくはスタジオ

____を使用し、又はパッサージュウエストの一部を専用して使用する者____は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 (略)
(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的にミライエ長岡の施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

別表(第7条関係)

ミライエ長岡の施設の使用料

施設の区分	使用料
(略)	
スタジオ____	全面使用 1時間当たり 3,800円
____	2分の1面使用 1時間当たり 1,900円

<p>ない時間は1時間として計算する。</p> <p>3 <u>パッサージュウエスト等の使用料</u>の算定に当たっては、専用して使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p>	<p>ない時間は1時間として計算する。</p> <p>3 <u>パッサージュウエスト</u>の使用料の算定に当たっては、専用して使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月14日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日（スタジオA及びスタジオBにあっては同年8月1日、多目的スペース1、多目的スペース2、スタジオ1及びスタジオ2にあっては同月3日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条に定める施設（ミライエハウス、ミライエステップ及びパッサージュウエストを除く。）を使用しようとする者は、施行日前であっても、使用の申込みをすることができる。
- 3 前項の申込みに係る使用の許可並びに使用料の納付、減免及び還付並びに使用の許可の取消しについては、改正後の第6条、第7条及び第10条の規定並びに長岡市米百俵プレイスマライエ長岡条例第8条、第9条及び第11条の規定の例による。

(長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡条例の廃止)

- 4 長岡市地域交流センターまちなかキャンパス長岡条例（平成23年長岡市条例第5号）は、廃止する。

議案第24号

長岡市コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

上川西コミュニティセンター分室の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長岡市コミュニティセンター条例（平成15年長岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係） 分室の名称及び位置			別表第3（第2条関係） 分室の名称及び位置		
分室を置く センター	分室の名 称	分室の位置	分室を置く センター	分室の名 称	分室の位置
(略)			(略)		
			長岡市上川 西コミュニティ センター	長岡市上 川西コ ミュニ ティ センター	長岡市下柳2丁 目5番29号
				分室	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第25号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づき、気候風土適応住宅の省エネ適合判定に係る手数料を設定するもの

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後		改正前	
別表(第2条関係) 1～9の5 (略) 10 建築基準法(以下この表において「法」という。)に規定する認定及び許可申請関係		別表(第2条関係) 1～9の5 (略) 10 建築基準法(以下この表において「法」という。)に規定する認定及び許可申請関係	
区分	金額	区分	金額
(略)		(略)	
40 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 <u>137条の12第11項又は第12項</u> の規定による既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に対する審査	(略)	40 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第 <u>137条の12第6項又は第7項</u> の規定による既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に対する審査	(略)
(略)		(略)	
10の2～10の5 (略) 10の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)に規定する適合性判定関係		10の2～10の5 (略) 10の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)に規定する適合性判定関係	
区分	金額	区分	金額

		<p>限る。以下この表において「仕様・計算併用法等による基準」という。)に適合するかどうかの判定を行う場合</p>				<p>_____以下この表において「仕様・計算併用法」による基準」という。)に適合するかどうかの判定を行う場合</p>		
	e	<p>住宅部分について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(気候風土適応住宅にあつては、基準省令第1条第1項第2号ロ(2)又は第10条第2号ロ(2)の基準に</p>	(略)			e	<p>住宅部分について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は第10条第2号イ(2)及び同号ロ_____の基準(</p> <p>_____以下この表において「仕様基準による基準」という。)に適合するかどうか</p>	(略)

		かの判定を行う場合				かの判定を行う場合	
2	法第ア	(略)		2	法第ア	(略)	
11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定	床面積が増加する場合	b	(略)	11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定	床面積が増加する場合	b	(略)
		その他の場合	(d) 住宅部分について仕様・計算併用法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合			その他の場合	(d) 住宅部分について仕様・計算併用法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合
			(略)				(略)
	イ	(略)			イ	(略)	
	ア	b	(略)		ア	b	(略)
	以外の場合	その他の場合	(d) 住宅部分について仕様・計算併用法等による基準に適合するかどうかの判定		以外の場合	その他の場合	(d) 住宅部分について仕様・計算併用法等による基準に適合するかどうかの判定

			合する かどうかの判 定を行 う場合 (略)				合する かどうかの判 定を行 う場合 (略)
3 法第 11条第 2項又 は法第 12条第 3項の 規定に 基づく 建築物 エネル ギー消 費性能 確保計 画の軽 微な変 更に関 する証 明書の 交付	(略)	エ 住宅部分につい て仕様・計算併用法 等による基準に適 合するかどうかの 判定を行う場合	(略)	3 法第 11条第 2項又 は法第 12条第 3項の 規定に 基づく 建築物 エネル ギー消 費性能 確保計 画の軽 微な変 更に関 する証 明書の 交付	(略)	エ 住宅部分につい て仕様・計算併用法 による基準に適 合するかどうかの 判定を行う場合	(略)
10の7～15 備考	(略)			10の7～15 備考	(略)		

附 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

長岡市減債基金条例等の一部改正について

長岡市減債基金条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

有価証券による基金の運用を可能とする規定を明記するもの

長岡市減債基金条例等の一部を改正する条例

(長岡市減債基金条例の一部改正)

第1条 長岡市減債基金条例(昭和57年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>	(管理) 第3条 (略) _____ _____ _____

(長岡市都市整備基金条例の一部改正)

第2条 長岡市都市整備基金条例(昭和60年長岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換え</u>	(管理) 第3条 (略) _____ _____

ることができる。	_____
----------	-------

(長岡市ふるさと創生基金条例の一部改正)

第3条 長岡市ふるさと創生基金条例（平成17年長岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(管理) 第3条 基金に属する現金は、 <u>金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない</u> 。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、 <u>最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>	(管理) 第3条 基金に属する現金は、_____ _____最も確実かつ有利な方法により <u>管理</u> しなければならない。 _____ _____

(長岡市和島地域教育施設整備基金条例の一部改正)

第4条 長岡市和島地域教育施設整備基金条例（平成17年長岡市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、<u>金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない</u>。</p> <p>2 <u>基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、_____ <u>最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない</u>。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--

(長岡市中越大震災メモリアル基金条例の一部改正)

第5条 長岡市中越大震災メモリアル基金条例（令和元年長岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により<u>保管</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により<u>管理</u>しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(長岡市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部改正)

第6条 長岡市まち・ひと・しごと創生基金条例（令和3年長岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）

及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>	(管理) 第3条 (略) _____ _____ _____

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第27号

長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

有価証券による基金の運用を可能とする規定を明記するもの

長岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険財政調整基金条例（平成2年長岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
(管理) 第3条 (略) <u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u>	(管理) 第3条 (略) _____ _____ _____

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第28号

長岡市三波春夫顕彰事業基金条例の一部改正について

長岡市三波春夫顕彰事業基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

有価証券による基金の運用を可能とする規定を明記するもの

長岡市三波春夫顕彰事業基金条例の一部を改正する条例

長岡市三波春夫顕彰事業基金条例（平成17年長岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、<u>金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u></p> <p><u>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、_____</p> <p>_____最も確実かつ有利な方法により<u>管理</u>しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第29号

長岡市川口地域集会施設条例の一部改正について

長岡市川口地域集会施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

八郎場集落開発センターほか2施設の廃止に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市川口地域集会施設条例の一部を改正する条例

長岡市川口地域集会施設条例（平成22年長岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 川口地域集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 川口地域集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
		八郎場集落開発センター	長岡市川口和南津 1738番地 1
(略)		(略)	
		山の相川団地集落開発センター	長岡市西川口804番 地
(略)		(略)	
		大形会館	長岡市川口田麦山 523番地 4

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号

長岡市運動公園条例の一部改正について

長岡市運動公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

寺泊海浜公園内の管理棟の開設に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市運動公園条例の一部を改正する条例

長岡市運動公園条例（平成17年長岡市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 長岡市寺泊海浜公園の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 管理棟</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 長岡市ニュータウン運動公園の施設（クラブハウスを除く。）を使用しようとする者は別表第1に定める使用料を、長谷川運動公園の照明塔を使用しようとする者は別表第2に定める使用料を、長岡市おぐに運動公園（スキー場、ミニグラウンド及び管理棟を除く。）を専用して使用しようとする者は別表第3に定める使用料を、長岡市寺泊海浜公園<u>（管理棟を除く。）</u>を使用しようとする者は別表第4に定める使用料を</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 長岡市寺泊海浜公園の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>_____</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 長岡市ニュータウン運動公園の施設（クラブハウスを除く。）を使用しようとする者は別表第1に定める使用料を、長谷川運動公園の照明塔を使用しようとする者は別表第2に定める使用料を、長岡市おぐに運動公園（スキー場、ミニグラウンド及び管理棟を除く。）を専用して使用しようとする者は別表第3に定める使用料を、長岡市寺泊海浜公園_____を使用しようとする者は別表第4に定める使用料を</p>

<p>前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 市長は、長岡市ニュータウン運動公園（ソフトボール場を除く。）<u>、長谷川運動公園及び寺泊海浜公園</u>（以下「ニュータウン運動公園等」という。）の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、長岡市ニュータウン運動公園にあつては別表第1、<u>長谷川運動公園にあつては別表第2、寺泊海浜公園にあつては別表第4</u>に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 市長は、長岡市ニュータウン運動公園（ソフトボール場を除く。）<u>及び長谷川運動公園</u> _____（以下「ニュータウン運動公園等」という。）の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、長岡市ニュータウン運動公園にあつては別表第1、<u>長谷川運動公園にあつては別表第2</u> _____に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>5・6 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。
(指定管理業務の開始等に伴う特例)
- 2 指定管理者が寺泊海浜公園の管理に関する業務を開始する場合において、当該指定管理者が当該業務を開始する日前に、寺泊海浜公園に関し、当該指定管

理者以外のものに対して行われた申請等又は当該指定管理者以外のものが行った処分等は、当該指定管理者に対して行われた申請等又は当該指定管理者が行った処分等とみなす。

- 3 前項の規定は、指定管理者の寺泊海浜公園の管理に関する業務の終了に伴い第13条第1項の規定を適用しなくなった場合に準用する。

議案第31号

長岡市児童交流会館条例の一部改正について

長岡市児童交流会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

上川西児童会館の設置に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市児童交流会館条例の一部を改正する条例

長岡市児童交流会館条例（平成17年長岡市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 児童交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 児童交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">長岡市上川西児童 会館</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">長岡市下柳2丁目 5番29号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		長岡市上川西児童 会館	長岡市下柳2丁目 5番29号	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)					
名称	位置														
(略)															
長岡市上川西児童 会館	長岡市下柳2丁目 5番29号														
名称	位置														
(略)															
(行為の制限)	(行為の制限)														
第3条 長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センター、長岡市才津児童会館、 <u>長岡市青葉台児童会館及び長岡市上川西児童会館</u> （以下「児童交流会館」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) (略)	第3条 長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センター、長岡市才津児童会館 <u>及び長岡市青葉台児童会館</u> （以下「児童交流会館」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) (略)														

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第32号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

栖吉保育園の閉園に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市立栖吉保	長岡市栖吉町2585番
		育園	地1
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第33号

長岡市子育ての駅条例の一部改正について

長岡市子育ての駅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

子育ての駅よいたの移転に伴い、位置を変更するもの

長岡市子育ての駅条例の一部を改正する条例

長岡市子育ての駅条例（平成21年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 子育ての駅の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 子育ての駅の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
子育ての駅よ	長岡市与板町与板乙	子育ての駅よ	長岡市与板町与板甲95
いた	5308番地20	いた	番地
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第34号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る賦課額の算定方法等について、所要の改正を行うもの

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第11条の2 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <hr/>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第11条の2 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をい</u></p>

う。以下同じ。)の合算額とする。

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減

(基礎賦課総額)

第12条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減

額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(新潟県(以下「県」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。))の納付に要する費用

額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(新潟県(以下「県」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等 (以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)) _____

_____の納付に要する費用

に充てる部分を除く。)の額
ウ～オ (略)
カ アからオに掲げるもののほ
か、国民健康保険事業に要する
費用(国民健康保険の事務の執
行に要する費用を除く。)の額
(国民健康保険事業費納付金の
納付に要する費用(県の国民健
康保険に関する特別会計におい
て負担する後期高齢者支援金等
及び病床転換支援金等、介護納
付金並びに子ども・子育て支援
納付金の納付に要する費用に充
てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる
額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読
み替えられた法第75条の規定に
より交付を受ける補助金(国民
健康保険事業費納付金の納付に
要する費用(県の国民健康保険
に関する特別会計において負担
する後期高齢者支援金等及び病
床転換支援金等、介護納付金並
びに子ども・子育て支援納付金
の納付に要する費用に充てる部
分に限る。以下このイにおいて
同じ。)に係るものを除く。)
及び同条の規定により貸し付け
られる貸付金(国民健康保険事
業費納付金の納付に要する費用

に充てる部分を除く。)の額
ウ～オ (略)
カ アからオに掲げるもののほ
か、国民健康保険事業に要する
費用(国民健康保険の事務の執
行に要する費用を除く。)の額
(国民健康保険事業費納付金の
納付に要する費用(県の国民健
康保険に関する特別会計におい
て負担する後期高齢者支援金等
及び病床転換支援金等並びに介
護納付金
_____の納付に要する費用に充
てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる
額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読
み替えられた法第75条の規定に
より交付を受ける補助金(国民
健康保険事業費納付金の納付に
要する費用(県の国民健康保険
に関する特別会計において負担
する後期高齢者支援金等、病床
転換支援金等及び介護納付金
_____の納付に要する費用に充てる部
分に限る。以下このイにおいて
同じ。)に係るものを除く。)
及び同条の規定により貸し付け
られる貸付金(国民健康保険事
業費納付金の納付に要する費用

に係るものを除く。)の額

ウ・エ (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 _____

基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第12条の2の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の賦課期日現在における被保険者の数で除して得た額

に係るものを除く。)の額

ウ・エ (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る

基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第12条の2の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の賦課期日現在における被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまで

第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の12 保険料の賦課額のうち子

ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の13 前条の所得割額は、被保

険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の14 子ども・子育て支援納付

金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の11第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の15 第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条の2、第15条の5の3若しくは第15条の12の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号に定める

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条の2 若しくは第15条の5の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額

額、第19条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項

_____の
規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が

____、第19条の3第1項（同条第3項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額_____

_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は_____一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は_____特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が

消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条の2、第15条の5の3、第15条の12の額若しくは第15条の7の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第19条の3第1項に定める額、同条第5項に定める

額、第19条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第19条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在における世帯主、そ

消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条の2若しくは第15条の5の3の額又は 第15条の7の額又は次条第1項各号に定める額

、第19条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額

の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在における世帯主、そ

の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その

の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その

適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超え

適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号_____において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超え

る者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

る者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては、当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア・イ (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）と31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数

区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）と30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数

から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)と57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)とする。

(1) 前項第1号に該当する納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ

から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)と56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額とを合算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)とする。

(1) 前項第1号に該当する納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ

る者の数を乗じて得た額 _____

ア (略)

(2) 前項第2号に該当する納付義務者であって同項第1号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額 _____

ア (略)

(3) 前項第3号に該当する納付義務者であって同項第1号又は第2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額 _____

ア (略)

る者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前項第2号に該当する納付義務者であって同項第1号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 前項第3号に該当する納付義務者であって同項第1号又は第2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (略)

イ 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の保

—	<u>保険料率に10分の2を乗じて得た額</u>
3 (略)	3 (略)
<u>4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。</u>	
<u>(1) 第1項第1号に該当する納付義務者</u>	
<u>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度</u>	
<u>の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属</u>	
<u>する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて</u>	
<u>得た額</u>	
<u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u>	
<u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u>	
<u>(2) 第1項第2号に該当する納付</u>	

れる者の数を乗じて得た額

ア 当該年度分の子ども・子育て
支援納付金賦課額の被保険者均
等割の保険料率に10分の2を乗
じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て
支援納付金賦課額の18歳以上被
保険者均等割の保険料率に10分
の2を乗じて得た額

5 第1項各号のア及びイ、第2項各号のア、第3項各号のア並びに前項各号のアに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

6 市長は、第1項各号のア及びイ、第2項各号のア、第3項各号のア並びに第4項各号のアに規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第15条の5の4、第15条の8及び第15条の13並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第4項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例

4 第1項各号のア及びイ、第2項各号のア及びイ _____ 並びに前項各号のアに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

5 市長は、第1項各号のア及びイ、第2項各号のア及びイ並びに第3項各号のア _____ に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項 _____ の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例

対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額と

対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額と

あるのは「第19条の14」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の14第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗

じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦

じて得た額

(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の14」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。
(1)・(2) (略)

7 (略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。
(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項

_____ 中

「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護

納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の14」と読み替えるものとする。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第19条の5 当該年度において、その

納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項

中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第4項、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条の2、第15条の5、第15条の11から第15条の15まで及び第18条から第19条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第35号

長岡市介護保険条例の一部改正について

長岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の保険料段階に係る基準について、所要の改正を行うもの

円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第6号の規定の適用については、同号中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額(零を下回る場合には、零とする。))。以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2

項に規定する特別控除額を控除して
得た額とし、当該合計所得金額が零
を下回る場合には、零とする。以下
同じ。)とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年
の合計所得金額に給与所得が含まれ
ている者（同年中の給与等の収入金
額が651,000円以上1,619,000円未満
である者に限る。）の令和8年度に
おける保険料率の算定についての第
8条第6号の規定の適用について
は、同号中「地方税法（昭和25年法
律第226号）第292条第1項第13号に
規定する合計所得金額（租税特別措
置法（昭和32年法律第26号）第33条
の4第1項若しくは第2項、第34条
第1項、第34条の2第1項、第34条
の3第1項、第35条第1項、第35条
の2第1項、第35条の3第1項又は
第36条の規定の適用がある場合に
は、当該合計所得金額から令第22条
の2第2項に規定する特別控除額を
控除して得た額（零を下回る場合に
は、零とする。）。以下「合計所得金
額」という。）とあるのは、「合計
所得金額（地方税法（昭和25年法律
第226号）第292条第1項第13号に規
定する合計所得金額をいい、当該合
計所得金額に所得税法（昭和40年法
律第33号）第28条第1項に規定する
給与所得が含まれている場合には、
当該給与所得の金額については、同

条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第6号の規定の適用については、同号中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（零を下回る場合には、零とする。）。以下「合計所得金額」という。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律

第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世

帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与と所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8

<p>条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第36号

長岡市健康センター条例の一部改正について

長岡市健康センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

与板保健センターの廃止に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市健康センター条例の一部を改正する条例

長岡市健康センター条例（昭和63年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 健康センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 健康センターの名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">長岡市与板保健センター</td> <td style="border-top: 1px solid black;">長岡市与板町与板乙5901番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		長岡市与板保健センター	長岡市与板町与板乙5901番地2
名称	位置														
(略)															
名称	位置														
(略)															
長岡市与板保健センター	長岡市与板町与板乙5901番地2														
(使用の許可)	(使用の許可)														
第3条 長岡市健康センター、長岡市越路保健センター、長岡市三島保健センター及び長岡市和島保健センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。	第3条 長岡市健康センター、長岡市越路保健センター、長岡市三島保健センター、 <u>長岡市和島保健センター</u> 及び長岡市与板保健センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。														

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第37号

長岡市印鑑条例の一部改正について

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

スマートフォンに搭載されたマイナンバー電子証明書による印鑑登録証明書のコンビニ交付に対応するため、所要の改正を行うもの

長岡市印鑑条例の一部を改正する条例

長岡市印鑑条例（昭和50年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第11条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。）に次に掲げるものを使用すること_____により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第11条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受け、かつ、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に定めるものをいう。）の発行を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。）_____を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

地方公共団体情報システム機構の
認証業務に関する法律（平成14年
法律第153号。以下「公的個人認証
法」という。）第22条第1項に規
定する個人番号カード用利用者証
明用電子証明書をいう。）が記録
された個人番号カード（行政手続
における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律
（平成25年法律第27号）第2条第7
項に規定する個人番号カードをい
う。）

(2) 移動端末設備用利用者証明用
電子証明書（公的個人認証法第35
条の2第1項に規定する移動端末
設備用利用者証明用電子証明書を
いう。）が記録された電磁的記録
媒体が組み込まれた移動端末設備
（公的個人認証法第16条の2第1
項に規定する移動端末設備をい
う。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

長岡市墓園条例の一部改正について

長岡市墓園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

共同墓の墓誌の掲示に要する費用について、使用料の対象から除外するもの

長岡市墓園条例の一部を改正する条例

長岡市墓園条例（令和5年長岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前
(共同墓使用料等)	(共同墓使用料)
第21条 共同墓使用者は、 <u>1個の骨壺当たり145,000円の共同墓使用料</u> を納入しなければならない。	第21条 共同墓使用者は、 <u>別表第3に定める共同墓使用料</u> を納入しなければならない。
<u>2 共同墓使用者は、前条の規定により墓誌を共同墓に掲示するときは、当該墓誌の掲示に要する実費（以下「実費」という。）を納入しなければならない。</u>	_____
<u>3 前2項に定める共同墓使用料及び実費は、共同墓使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>2 前項の_____共同墓使用料_____</u> は、共同墓使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
(共同墓使用料等の還付)	(共同墓使用料の還付)
第22条 既納の共同墓使用料 <u>及び実費</u> は、還付しない。ただし、共同墓使用者が、当該使用許可を受けた日か	第22条 既納の共同墓使用料_____は、還付しない。ただし、共同墓使用者が、当該使用許可を受けた日か

ら6月以内に、第19条第2項の規定により共同墓の使用を辞退したときは、既納の共同墓使用料について、その半額を還付するものとする。

ら6月以内に、第19条第2項の規定により共同墓の使用を辞退したときは、別表第3に規定する還付額の共同墓使用料を還付するものとする。

別表第3（第21条関係）
共同墓使用料

第20条に規定する墓誌の掲示の有無	使用料（1個の骨壺当たり）	還付額（1個の骨壺当たり）
掲示する場合	160,000円	72,500円
掲示しない場合	145,000円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の第21条及び第22条の規定は、施行日以後に行われる共同墓の使用許可に係る共同墓使用料及び実費について適用し、施行日前に行われる共同墓の使用許可に係る共同墓使用料については、なお従前の例による。

議案第39号

長岡市産業協創推進条例の一部改正について

長岡市産業協創推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

米百俵プレイスマライエ長岡西館のイノベーションサロン使用料に法人の月額利用を設定すること、及び東館に「ギャラリーラボE」を設置することに伴い、
所要の改正を行うもの

別表第2（第17条関係） ギャラリーラボ使用料		別表第2（第17条関係） ギャラリーラボ使用料	
施設	使用料（月額）	施設	使用料（月額）
ギャラリーラボE	212,000円		
ギャラリーラボW	(略)	ギャラリーラボC	(略)
備考（略）		備考（略）	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び附則第4項の規定は、同年11月14日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2に定めるギャラリーラボEを使用しようとする者は、施行日前であっても、長岡市産業協創推進条例第14条第1項に定める申請をすることができる。
- 3 前項の規定による長岡市産業協創推進条例第14条第1項の申請に係る使用の許可、使用料の納付、減免、還付及び登録等の取消しについては、同条例第14条第2項、第15条、第16条第1項第1号及び第2項、第17条第1号並びに第18条から第20条までの規定の例による。
- 4 施行日の前日において改正前の別表第2に定めるギャラリーラボCの使用の許可を受けている者のうち、施行日以後の期間においてその使用の許可を受けている者は、改正後の長岡市産業協創推進条例の適用においては、ギャラリーラボWの使用の許可を受けている者とみなす。

議案第40号

長岡市露店市場条例の一部改正について

長岡市露店市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

中央露店市場を米百俵プレイスミライエ長岡トオリニワで開設できるよう、所要の改正を行うもの

長岡市露店市場条例の一部を改正する条例

長岡市露店市場条例（昭和39年長岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を加えるものとする。

改正後				改正前			
別表（第1条、第3条関係）				別表（第1条、第3条関係）			
名称	設置場所	設置日時	使用料	名称	設置場所	設置日時	使用料
長岡市 中央露 店市場	長岡市 殿町2丁 目 殿町3丁 目 坂之上町 1丁目 坂之上町 2丁目 大手通2 丁目	(略)	(略)	長岡市 中央露 店市場	長岡市 殿町2丁 目 殿町3丁 目 坂之上町 1丁目 坂之上町 2丁目	(略)	(略)
(略)				(略)			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和8年11月14日から施行する。

議案第41号

長岡市火入れに関する条例の一部改正について

長岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

長岡市火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災注意報発令時の火気使用制限等について、所要の改正を行うもの

長岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

長岡市火入れに関する条例（昭和59年長岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(許可証の交付等)</p> <p>第5条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、<u>第9条から第17条までの規定</u>を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(林野火災に関する注意報発令時の火入れの中止に関する努力義務)</u></p> <p><u>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令されたときは、速やか</u></p>	<p>(許可証の交付等)</p> <p>第5条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、<u>第9条から第16条までの規定</u>を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>に消火するよう努めなければならない。 い。</p> <p>(火入れの中止)</p> <p><u>第16条</u> 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報が発令された場合は、速やかに消火しなければならない。</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>	<p>_____</p> <p>(火入れの中止)</p> <p><u>第15条</u> 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報 _____ 又は火災警報 _____ が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報 _____ 若しくは火災警報 _____ が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

長岡市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

長岡市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部改正に伴い、砂利採取料等を改定するもの

長岡市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

長岡市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
種類		単位	料金 (円)	種類		単位	料金 (円)
(略)				(略)			
採 取 料	石長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>200</u>	採石	石長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>175</u>
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>75</u>		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>65</u>
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1個	<u>150</u>		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1個	<u>130</u>
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	1個	<u>4,500</u>		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	1個	<u>3,940</u>
	長径90センチメートル	1個	<u>9,015</u>		長径90センチメートル	1個	<u>7,895</u>

メートル以上120センチメートル未満のもの			メートル以上120センチメートル未満のもの		
長径120センチメートル以上のもの	1個	9,015円	長径120センチメートル以上のもの	1個	7,895円
		に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに901円を加算した額			に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額
砂利	1立方メートル	220	砂利	1立方メートル	195
^{かき} 掻込砂利	1立方メートル	200	^{かき} 掻込砂利	1立方メートル	175
土砂	1立方メートル	170	土砂	1立方メートル	150
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に徴収すべき採取料について適用し、施

行日の前日までに徴収すべき採取料については、なお従前の例による。

議案第43号

長岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

長岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

新潟県河川法施行条例の一部改正に伴い、流水占用料の額の基準等について、
所要の改正を行うもの

<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項に定めるもののほか、特に<u>理由がある</u>と認めるときは、<u>流水占用料等の全部又は一部を免除</u>することができる。</p> <p>(流水占用料等の<u>算出方法等</u>)</p> <p>第5条 年度の中途において占用等の許可を受けた場合における流水占用料等(年額をもって定められているものに限る。以下本条において同じ。)は、月割計算により、許可を受けた日の属する月の分から徴収するものとする。ただし、貯木その他の<u>水面使用</u>を除く準用河川の占用(以下「水利使用」という。)に係る流水占用料については、通水を開始した日の属する月の分から徴収するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項の規定による場合を除き、<u>既納の流水占用料等は、返還しない。</u> <u>ただし、市長が特に理由があると認めるときは、当該流水占用料等の額の全部又は一部を返還することが</u> <u>できる。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前2項に定めるもののほか、特に<u>必要</u>と認めるときは、<u>流水占用料等を減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(流水占用料等の<u>算出方法</u>)</p> <p>第5条 年度の中途において占用等の許可を受けた場合における流水占用料等(年額をもって定められているものに限る。以下本条において同じ。)は、月割計算により、許可を受けた日の属する月の分から徴収するものとする。ただし、貯木その他の<u>水面利用</u>を除く準用河川の占用(以下「水利使用」という。)に係る流水占用料については、通水を開始した日の属する月の分から徴収するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	---

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別		単位	料金（円）	
流水占用料	鉱工業用水水利使用	毎秒0.01立法メートル	年額 45,160	
	その他の水利使用	毎秒0.01立法メートル	年額 6,850	
	水面使用（貯木等）	1平方メートル	年額 60	
土地 占用料	工作物の敷 地として使 用するもの	軌条	1平方メートル	年額 80
		電柱（支線及び支線柱を含む。）	1本	年額 500
		送電塔及びこれに類する鉄塔	1基	年額 1,610
		管（水道管、ガス管、油送管等で内径50センチメートル未満のもの）、電線等	1メートル	年額 100
		橋	1平方メートル	年額 80
		広告塔・広告板・広告柱	広告表示面積1平方メートル	年額 290
		建物（敷地内の通路、庭等を含む。）	1平方メートル	年額 130
		その他の工作物	1平方メートル	年額 95
	主として原 形のまま使 用するもの	運動場・公園・道路	1平方メートル	年額 65
		畑・果樹園	1平方メートル	年額 2
その他農業用地		1平方メートル	年額 1	
その他		1平方メートル	年額 55	
河川 産出 物採 取料	土石採取料	石（長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの）	1立法メートル	200
		石（長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの）	1個	75
		石（長径45センチメートル以上）	1個	150

	上60センチメートル未満のもの)		
	石（長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの)	1 個	4,500
	石（長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの)	1 個	9,015
	石（長径120センチメートル以上のもの)	1 個	9,015 円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに901円を加算した額
	砂利	1 立法メートル	220
	掻込 <small>かきこ</small> 砂利	1 立法メートル	200
	土砂	1 立法メートル	170

備考

- 1 本表に定めのないものは、その都度市長が決定する。
- 2 土地占用又は河川産出物採取であって占用面積、延長又は採取量が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満であるときは、これを1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 3 水利使用で、土地占用を伴うものについては、それぞれについて計算した額の合計額をもって1件の流水占用料等とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市準用河川流水占用料等徴収条例の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料及び採取料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料及び採取料については、なお従前の例による。

議案第44号

長岡市消防管理条例の一部改正について

長岡市消防管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

栃尾消防署の庁舎移転に伴い、位置を変更するもの

長岡市消防管理条例の一部を改正する条例

長岡市消防管理条例（昭和39年長岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後			改正前		
(本部、署及び団の名称位置等) 第3条 (略) 2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(本部、署及び団の名称位置等) 第3条 (略) 2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
長岡市 尾消防署	長岡市栄町 2丁目1番 50号	長岡市の区域 のうち栃尾地 域の区域	長岡市 尾消防署	長岡市栃尾 大町2番11 号	長岡市の区域 のうち栃尾地 域の区域
3 (略)			3 (略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第45号

長岡市火災予防条例の一部改正について

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の通知を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報の発令や火気使用制限等に関する規定を整備するとともに、火災予防を推進するため、所要の改正を行うもの

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例

長岡市火災予防条例（昭和37年長岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2（略）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2（略）</p> <hr/> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第7条（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、同項第10号から第14号まで、同項第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければなら

ない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物

ない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報
_____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物

品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第47条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第50条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第47条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第50条 _____において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

<p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(16)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第50条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>（たき火を含む。）</u></p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(16)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第50条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第29条の7及び第49条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議案第46号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員 (m)	摘 要
	終 点		延長 (m)	
1003号線	土合 3 丁目 586 番 7 地先		6.0~12.8	図 1 ア~イ
	土合 3 丁目 586 番 3 地先		26.8	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	黒条99号線	黒津町字下村1755番地先		2.0~5.6	☒ 2 ア~イ
		黒津町字中村1718番地先		53.5	
新	黒条99号線	黒津町字中村1755番1地先		6.0~13.3	☒ 2 ア~ウ (79.6m延長)
		黒津町字中村5286番地先		133.1	
旧	栃尾城山線	栃尾表町甲596番地先		0.6~6.8	☒ 3 ア~イ
		栃尾町字城ノ外甲797番地先		973.8	
新	栃尾城山線	栃尾表町甲596番地先		0.6~3.5	☒ 3 ウ~イ (143.0m廃止)
		栃尾町字城ノ外甲797番地先		830.8	

議案第47号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田 達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館建築工 事	<p>既存棟 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄 筋コンクリート造り地上7 階地下1階建て(11,685㎡) 耐震補強、内外装の全面 改修、一部除却等</p> <p>パッサージュ棟 鉄骨造り5階建て(1,900㎡) 増築</p> <p>連絡棟 鉄筋コンクリート造り3階 建て(415㎡) 増築</p> <p>B-Cブリッジ棟 鉄骨造り平家建て(34㎡) 増築</p>	<p>変更前 6,105,193,600円</p> <p>変更後 6,127,225,500円</p>	新潟市中央区八千代 二丁目4番8号 清水・加賀田・大 石米百俵プレイス 東館建築特定共同 企業体

議案第48号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館電気設 備工事	電気設備工事 一式	変更前 1,170,295,500円 変更後 1,199,272,800円	長岡市新産3丁目 6番地14 宮下電設・大原電 業・石崎防災電設 米百俵プレイス東 館電気設備特定共 同企業体

議案第49号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
米百俵プレイ ス東館機械設 備工事	機械設備工事 一式	変更前 1,768,855,000円 変更後 1,787,844,300円	長岡市石動南町 40番地5 昱工業・越後交通 工業・拓越米百俵 プレイス東館機械 設備特定共同企業 体

議案第50号

財産の無償貸付けについて

次のとおり無償で財産を貸し付ける。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 財産の表示
別紙のとおり
- 2 貸付けの目的
地元コミュニティ団体の事業活動の場
- 3 貸付けの期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 貸付けの相手方
長岡市青葉台1丁目甲120番地8
青葉台コミュニティ推進協議会

別紙

1 土地

所在地	地番		区分	種目	数量
長岡市青葉台3丁目	3028	1	土地	雑種地	30,714.12 平方メートル
〃	3037	6	〃	〃	16,373.22 平方メートル
合 計					47,087.34 平方メートル

2 建物

所在地	地番	区分	構造	数量
長岡市青葉台3丁目	3028	旧ニュータウン いこいの広場セ ンターハウス	鉄筋コンク リート造り 平家建て	373.13 平方メートル のうち 123.26 平方メートル
		旧ニュータウン いこいの広場ト リム管理事務所	〃	49.00 平方メートル のうち 24.88 平方メートル
〃	〃	旧ニュータウン いこいの広場野 外便所	鉄骨造鋼板 葺平家建て	18.22 平方メートル
合 計				440.35 平方メートル のうち 166.36 平方メートル

3 工作物

名称	数量	備考
旧ニュータウンいこいの広場遊具	23 基	
旧ニュータウンいこいの広場案内板	2 個	
旧ニュータウンいこいの広場テニスコート	2 面	

議案第51号

長岡市総合計画の基本構想について

長岡市総合計画の基本構想を別冊のとおり策定するため、長岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成24年長岡市条例第64号）第2条第1号の規定により、市議会の議決に付する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第52号

長岡市過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、長岡市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第53号

公立大学法人長岡造形大学定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、公立大学法人長岡造形大学定款の一部を変更する定款を次のように定める。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

公立大学法人長岡造形大学定款の一部を変更する定款
公立大学法人長岡造形大学定款の一部を次のように変更する。

第17条第1号、第22条第1号及び第27条第1号の規定中「意見、中期計画及び
年度計画」を「意見及び中期計画」に改める。

附 則

この定款は、令和8年4月1日から施行する。

議案第54号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年6月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	」を
「	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	」に
「	長岡市悠久山屋根付多目的コート	長岡市悠久町336番地	

改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第55号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部
を変更する協定書

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年6月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	」を
「	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	」に
	長岡市悠久山屋根付多目的コート	長岡市悠久町336番地	

改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長